

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第2条関係） 政策地域事務関係手数料				別表第2（第2条関係） 政策地域事務関係手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]				[略]			
3 [略]	[略]			3 [略]	[略]		
4 旅券法第10条第1項の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正	一般旅券記載事項訂正手数料	200円					
5 [略]	[略]			4 [略]	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

- この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。
- この条例による改正後の岩手県手数料条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。